

可変速運転用インバータ装置の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とする可変速運転用インバータ装置は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に規定する以下の機材である。

機材名	可変速運転用インバータ装置
細目	—

2. 品質・性能等に関する事項

標準仕様書における電力設備工事の「可変速運転用インバータ装置」の規定に適合するものであること。